

項目	内容	備考
2. 他社清算参加者と 自社清算参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 証拠金取引について、有価証券等清算取次ぎを行うことができる証拠金清算参加者を「証拠金他社清算参加者」といい、有価証券等清算取次ぎを行うことができない証拠金清算参加者を「証拠金自社清算参加者」という。	
3. 証拠金清算参加者の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 証拠金自社清算参加者の要件は、以下の①から④のすべての要件を満たさなければならない。	
(1) 自社清算参加者の要件	<ul style="list-style-type: none">① 拠点<ul style="list-style-type: none">・ 日本国内に、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に係る清算業務を行うための営業所又は事務所を有すること。② 取引資格<ul style="list-style-type: none">・ 清算業務を行う市場デリバティブ取引に係る取引資格(為替証拠金取引資格又は株価指数証拠金取引資格)を取得すること。③ 人的構成<ul style="list-style-type: none">・ イ)又はロ)及びハ)を満たすこと。イ) 取引所為替証拠金取引に係る清算業務を行う者にあつては、金融商品取引業者であつて業務の種別として第二種金融商品取引業(ただし、顧客の委託を受けて市場デリバティブ取引を行う場合は、第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務)の登録を受けている法人、又は登録金融機関であること。	

項目	内容	備考
	<p>ロ) 取引所株価指数証拠金取引に係る清算業務を行う者にあつては、金融商品取引業者であつて業務の種別として第一種金融商品取引業の登録を受けている法人であること。</p> <p>ハ) その人的構成に照らして、証拠金清算参加者としての業務を遂行できる知識および能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。</p> <p>④ 財産的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a.からf.までの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> a. 資本金の額が 3 億円以上であること。 b. 純資産額が 20 億円以上であること(ただし、これを実質的に満たすものとして本取引所が特に認めた場合は、この限りでない。) c. 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法(以下「法」という。)第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 d. 清算参加者として安定的な収益力が見込まれること。 e. 特別金融商品取引業者(法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者のうち、法第 57 条の 5 第 2 項の届出を行う者に限る。以下同じ。)にあつては、平成 22 年金融庁告示第 128 号第 2 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率(以下「川下連結に係る連結自己資本規制比率」という。)が 200 パーセント以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産額が20億円未満の場合は、a.、c. 及びe.又はf.の要件を満たし、かつ、安定的な収益力が見込まれる純資産額が30億円以上の親会社による保証を受けること。

項目	内容	備考
<p>(2) 他社清算参加者の要件</p>	<p>f. 対象特別金融商品取引業者（法第 57 条の 12 第 3 項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）にあつては、平成 22 年金融庁告示第 130 号第 2 条に規定する連結自己資本規制比率（以下「国際統一基準に係る連結自己資本規制比率」という。）について同条第 1 号に規定する連結普通株式等 Tier1 比率（以下「連結普通株式等 Tier1 比率」という。）が 4.5 パーセント以上、かつ、第 2 号に規定する連結 Tier1 比率（以下「連結 Tier1 比率」という。）が 6 パーセント以上、かつ、第 3 号に規定する連結総自己資本規制比率（以下「連結総自己資本規制比率」という。）が 8 パーセント以上であること、又は同告示第 4 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率（以下「川下連結の例による連結自己資本規制比率」という。）が 200 パーセント以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金他社清算参加者は、以下の①から④の要件を満たさなければならない。 <p>① 拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内に、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に係る清算業務を行うための営業所又は事務所を有すること。 <p>② 取引資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算業務を行う市場デリバティブ取引に係る取引資格(為替証拠金取引資格又は株価指数証拠金取引資格)を取得すること。 <p>③ 人的構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ)又はロ)及びハ)を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、取引所株価指数証拠金取引に係る清算業務を行う登録金融機関にあつては、この限りでない。

項目	内容	備考
	<p>イ) 取引所為替証拠金取引に係る清算業務を行う者にあつては、金融商品取引業者であつて業務の種別として第二種金融商品取引業(ただし、顧客の委託を受けて市場デリバティブ取引を行う場合は、第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務)の登録を受けている法人、又は登録金融機関であること。</p> <p>ロ) 取引所株価指数証拠金取引に係る清算業務を行う者にあつては、金融商品取引業者であつて業務の種別として第一種金融商品取引業の登録を受けている法人、又は登録金融機関であること。</p> <p>ハ) その人的構成に照らして、証拠金清算参加者としての業務を遂行できる知識および能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。</p> <p>④ 財産的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a.からf.までの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> a. 資本金の額が 3 億円以上であること。 b. 純資産額が 200 億円以上であること。 c. 法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 d. 清算参加者として安定的な収益力が見込まれること。 e. 特別金融商品取引業者にあつては、川下連結に係る連結自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 f. 対象特別金融商品取引業者にあつては、国際統一基準に係る連結自己資本規制比率について連結普通株式等 Tier1 比率が 4.5 パーセント以上、かつ、連結 Tier1 比率が 6 パーセント以上、かつ、連結総自己資本規制比率が 8 パーセント以上であること、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産額が10億円以上200億円未満の場合は、a.、c.及びe.又はf.の要件を満たし、かつ、安定的な収益力が見込まれる純資産額が200億円以上の親会社による保証を受けること。

項目	内容	備考
4. 清算委託契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者であって、証拠金清算資格を保有しない参加者(非清算参加者)は、証拠金他社清算参加者との間で、本取引所が定める清算委託契約を締結しなければならない。 	
5. 証拠金取引清算預託金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 証拠金清算参加者は、本取引所が定めるところにより、証拠金取引清算預託金を本取引所に預託しなければならない。 証拠金取引清算預託金の最低額は500万円とする。 	
6. 既存の為替証拠金清算資格及び株価指数証拠金清算資格の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 既に為替証拠金清算資格又は株価指数証拠金清算資格を有している清算参加者は、本件制度改正に係る本取引所規則の施行日以降、次のとおりとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 既に為替証拠金清算資格を有する為替証拠金清算参加者は、証拠金自社清算参加者となる。 ② 既に株価指数証拠金清算資格を有する株価指数自社清算参加者は、証拠金自社清算参加者となる。 ③ 既に株価指数証拠金清算資格を有する株価指数他社清算参加者は、証拠金他社清算参加者となる。 	
Ⅲ. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月27日(月)より実施する。 	